

(案)

日本気象学会東北支部第30期2017年度役員名簿

2017年4月13日現在

支部長	<u>大林 正典</u>	仙台管区气象台長
常任理事	青木 周司	東北大学大学院教授（理学研究科）
	岩崎 俊樹	東北大学大学院教授（理学研究科）
	境田 清隆	東北大学大学院教授（環境科学研究科）
	杉山 公利	日本気象予報士会東北支部長
	福山 博己	日本気象協会東北支局事業サービス課主任技師
	藤田 司	仙台管区气象台気象防災部長
	桜井 美菜子	仙台管区气象台気象防災部予報課長
地方理事	名越 利幸	岩手大学教授（理科教育科）
	<u>和田 幸一郎</u>	秋田地方气象台長
会計監査	小池 二郎	仙台管区气象台気象防災部気象防災情報調整官
幹事	山崎 剛	東北大学大学院准教授（理学研究科）
	岩淵 弘信	東北大学大学院准教授（理学研究科）
	斎藤 篤思	仙台管区气象台気象防災部防災調査課 調査官
	<u>武樋 蒔子</u>	仙台管区气象台気象防災部観測課

（下線は新役員）

以上

日本気象学会東北支部規則

昭和 32. 5. 26	成立
昭和 32. 7. 5	第 8. 11 条を改正、 第 15~19 条を追加
昭和 40. 11. 18	第 8 条を改正
昭和 56. 10. 12	第 2 条を改正
昭和 60. 3. 19	第 9 条を改正
平成 2. 6. 21	第 8 条を改正
平成 6. 2. 28	第 8. 9. 12. 14. 18 条を改正
平成 9. 6. 3	第 2 条を改正
平成 22. 6. 11	第 8 条を改正
平成 25. 6. 20	第 1. 2. 18 条を改正
平成 27. 3. 12	第 18 条を改正
平成 28. 2. 29	第 13 条を改正

- 第 1 条 本支部は公益社団法人日本気象学会東北支部という。
- 第 2 条 本支部は事務所を仙台市宮城野区五輪一丁目 3 番 15 号第 3 合同庁舎、仙台管区気象台内に置く。
- 第 3 条 本支部は東北 6 県に在住する全ての日本気象学会員で構成される。
- 第 4 条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励、推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。
- 第 5 条 本支部は前条の目的を達成するために、講演会ならびに学術的会合の開催、その他この支部の目的にかなう事業を行う。
- 第 6 条 本支部の事業年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 7 条 本規則の実行に必要な細則は、支部理事会の決議によって別に定める。
- 第 8 条 本支部に次の役員を置く。
理事 8~11 名（常任理事 2~8 名内支部長 1 名）、会計監査 1 名。
- 第 9 条 理事および会計監査は支部会員の選挙によって定める。
ただし、任期中に欠員が生じた場合は細則の定めるところによって補充する。
- 第 10 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第 11 条 支部長はこの支部を代表して会務を総理する。支部長に事故があるとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した常任理事がその職務を代行する。
- 第 12 条 理事はこの支部の会務を行う。会計監査は支部の会計を監査する。
- 第 13 条 支部長は必要に応じ、会務の一部を処理するため幹事（3~4 名）を置くことができる。
- 第 14 条 理事および会計監査の任期は 2 年とする。ただし、重任は妨げない。
理事および会計監査は任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行う。
- 第 15 条 支部長は毎年 1 回および必要に応じて理事会を招集する。
- 第 16 条 理事会は過半数の理事の出席がなければ成立しない。
- 第 17 条 支部長は次の事項を理事会の承認を得て会員に報告しなければならない。
（1）事業計画および収支決算
（2）その他理事会において必要と認めた事項
- 第 18 条 本支部の経費は本部交付金（支部強化基金を含む）と寄付金とする。
- 第 19 条 この規約は理事の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ変更することができない。
- 付則
- 第 20 条 この支部の設立当初の役員は設立準備会でこれを選任する。 以上

日本気象学会東北支部細則

昭和 33. 7. 5	成立
昭和 40. 11. 18	1 項を改正
昭和 41. 3. 15	7 項を改正
昭和 60. 3. 19	12、13、14 の各項を改正
平成 6. 2. 28	1、8、9、12、13 の各項を改正
平成 22. 6. 11	1 項を改正
平成 27. 3. 12	1 項を改正

役員選挙

- 1 理事は東北地区在住の会員より 8～11 名選出する。このうち在仙理事 5～8 名、地方理事若干 3 名とする。
会計監査は東北地区在住の会員より 1 名を選出する。
- 2 次期理事の定数および在仙・地方別理事数は理事会で決定する。
- 3 候補者は理事会の推薦者および立候補者とし、投票締切日の 20 日前までに決定のうえ、会員に周知させるものとする。
- 4 立候補者は投票締切日の 30 日前まで支部長宛に届け出るものとする。
- 5 投票は無記名連記とする。ただし、連記数は第 2 項の決定による在仙・地方別理事数とする。
- 6 投票は文書投票とする。
- 7 有効投票により、各地区別に投票の多い順に次期理事を決定する。同数の場合は年少者を上位とする。ただし、得票数が有権者の 10 分の 1 に満たない者は理事に就任することができない。次点者も同様とする。
- 8 当選者が理事および会計監査就任を辞退した場合は次点者を繰り上げる。
- 9 理事および会計監査に欠員が生じた場合の補充は次点者をあてる。
- 10 開票は常任理事立ち会いのもと行う。
- 11 開票の結果は会員に報告する。
- 12 理事および会計監査に欠員を生じ、第 9 項による補充ができない場合は、理事会の推薦によって補充する。
- 13 第 9 項または第 12 項による補充理事および会計監査の任期は前理事および会計監査の残存期間とする。
- 14 そのほか選挙にあたって必要事項は支部長が決定し、事後に理事会に報告する。

以上